

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
殿

文 化 庁 長 官  
都 倉 俊 一

### 地域における食文化及び文化観光行政の更なる推進について

文化庁では、平成 30 年度に京都移転に向けた文化庁の組織再編を行った後、更に政府全体として取り組むべき新たな政策課題として、食文化の振興や文化観光の推進を行うため、令和 2 年度から、食文化及び文化観光行政を担当する参事官を新設するなどの機能強化を図りながら、その取組を進めてきました。

本年 3 月 27 日からは、京都における新しい文化庁の業務を開始するにあたり、文化庁長官の下に新たに「食文化推進本部」及び「文化観光推進本部」を設置したところです。

両推進本部は、2025 年の大阪・関西万博も見据え、庁内の多くの関係部署が関わる「食文化」及び「文化観光」施策について、関係部署相互の緊密な連携を図り、農林水産省や観光庁等の協力も得ながら総合的かつ効果的に推進するものです。

今後、両推進本部では、「食文化」及び「文化観光」に係る施策の全国展開を図ることをメインテーマとして、現行施策の確認・共有を図り、2025 年の大阪・関西万博をターゲットにした取組の検討をはじめ、全国各地において、食文化や文化観光の推進を通じた地方創生に取り組むとともに、地方公共団体等との更なる連携方策についても検討することとしております。

既に、こうした取組を参考にして同様の組織を設置する地方公共団体があるなど、地域における検討や取組が進みつつあることを踏まえ、各地方公共団体において、食文化や文化観光の一層の振興に向けて、関係部局横断で施策を推進する体制を整えたり、地域の特徴を活かした特色ある取組を行ったりする場合には、文化庁としても連携しながら関係施策の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、下記の担当に情報提供くださるようお願いいたします。

(別添)

- ・食文化推進本部設置要項 (令和 5 年 3 月 27 日文化庁長官決定)
- ・文化観光推進本部設置要項 (令和 5 年 3 月 27 日文化庁長官決定)
- ・文化庁京都移転にあたっての庁内体制等について (令和 5 年 3 月 8 日文化庁移転協議会)

- ・2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について【関係部分抜粋】（令和2年12月21日閣議決定）

（参考）

- ・石川県が文化観光推進本部と食文化推進本部を設置する旨を発表（令和5年4月14日）  
[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/chiji/kisya/r5\\_4\\_14/1/1.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/chiji/kisya/r5_4_14/1/1.html)
- ・滋賀県が文化庁京都移転を契機として、新たに「国・県文化連携担当」を設置（令和5年4月18日）  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/331292.html>

#### 【連絡先】

＜食文化推進本部に関する事＞

文化庁食文化推進本部事務局

（参事官（生活文化創造担当）付企画調整係）

TEL : 075-451-9568

E-mail : souzou@mext.go.jp

＜文化観光推進本部に関する事＞

文化庁文化観光推進本部事務局

（文化庁文化資源活用課企画係）

TEL : 075-451-9682

E-mail : shigen@mext.go.jp

## 食文化推進本部設置要項

令和5年3月27日  
文化庁長官決定

1. 文化庁の京都移転を契機として、2025年大阪・関西万博への貢献も見据え、文化庁における食文化施策について、関係部署相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、「食文化推進本部」を京都に設置する。
2. 食文化推進本部にそれぞれ次の者を置く。
  - 本 部 長
  - 本部長代理
  - 副 本 部 長
  - 本 部 員
3.
  - (1) 本部長は、文化庁長官をもって充て、食文化推進本部を総括し、所部の職員を指揮監督する。
  - (2) 本部長代理は、文化庁長官が指名する文化庁次長をもって充て、本部長の職務を助ける。
  - (3) 副本部長は、文化財鑑査官及び文化庁長官が指名する審議官をもって充て、本部長及び本部長代理の職務を助ける。
  - (4) 本部員は、文化庁長官が指名する関係のある他の職を占める者をもって充てる。
  - (5) その他、必要に応じ文化庁職員の協力を求めること、関係府省庁の職員をオブザーバーとすることができる。
4.
  - (1) 本部に関する事務を処理するため、食文化推進本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。
  - (2) 事務局に事務局長、事務局員を置く。
  - (3) 事務局長は、参事官（生活文化創造担当）をもって充て、事務局を総括する。
  - (4) 事務局員は、参事官（生活文化創造担当）付の職員をもって充てる。

## 食文化推進本部員

本部長	文化庁長官
本部長代理	文化庁次長
副本部長	文化財鑑査官
	審議官
	文化戦略官
本部員	政策課長
	企画調整課長
	文化経済・国際課長
	文化資源活用課長
	文化財第一課長
	文化財第二課長
	参事官（生活文化創造担当）
	参事官（生活文化連携担当）
	参事官（文化拠点担当）
事務局長	参事官（生活文化創造担当）
事務局員	参事官（生活文化創造担当）付
オブザーバー	農林水産省外食・食文化課長
	近畿農政局経営・事業支援部長

## 文化観光推進本部設置要項

令和5年3月27日  
文化庁長官決定

1. 文化庁の京都移転を契機として、2025年大阪・関西万博への貢献も見据え、文化庁における文化観光施策について、関係部署相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、「文化観光推進本部」を京都に設置する。
2. 文化観光推進本部にそれぞれ次の者を置く。
  - 本部長
  - 本部長代理
  - 副本部長
  - 本部員
3. (1) 本部長は、文化庁長官をもって充て、文化観光推進本部を総括し、所部の職員を指揮監督する。  
(2) 本部長代理は、文化庁長官が指名する文化庁次長をもって充て、本部長の職務を助ける。  
(3) 副本部長は、文化財鑑査官及び文化庁長官が指名する審議官をもって充て、本部長及び本部長代理の職務を助ける。  
(4) 本部員は、文化庁長官が指名する関係のある他の職を占める者をもって充てる。  
(5) その他、必要に応じ文化庁職員の協力を求めること、関係府省庁の職員をオブザーバーとすることができる。
4. (1) 本部に関する事務を処理するため、文化観光推進本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。  
(2) 事務局に事務局長、事務局員を置く。  
(3) 事務局長は、文化資源活用課長をもって充て、事務局を総括する。  
(4) 事務局員は、文化資源活用課（文化遺産国際協力室を除く。）の職員をもって充てる。

## 文化観光推進本部員

本部長	文化庁長官
本部長代理	文化庁次長
副本部長	文化財鑑査官
	審議官
	文化戦略官
本部員	政策課長
	企画調整課長
	文化経済・国際課長
	文化資源活用課長
	文化財第一課長
	文化財第二課長
	参事官（生活文化創造担当）
	参事官（芸術文化担当）
	参事官（生活文化連携担当）
	参事官（文化拠点担当）
事務局長	文化資源活用課長
事務局員	文化資源活用課
オブザーバー	観光資源課長

# 文化庁京都移転にあたっての庁内体制等について

令和5年3月8日  
文化庁移転協議会

## 1. 移転に向けた準備状況

文化庁の京都移転については、平成28年3月の「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）において政府の方針として決定された後、文化庁移転協議会において、具体的な移転の時期や場所、体制等について確認しながら準備を進めてきたところである。

このうち、移転の時期については、2018（平成30）年から設計・建設が進められた庁舎整備の工期延伸の影響を受けたものの、令和4年度中の本格移転へ向けて準備を進めた結果、京都の新庁舎において、2023（令和5）年3月27日から文化庁長官をはじめとする一部職員が、残る職員が大型連休明けの5月15日から、それぞれ業務を開始することとなった。

現在、昨年12月28日に庁舎が竣工し、本年1月4日から、文化庁において庁内ネットワークの構築や机・棚その他機材等の搬入・設置といった執務環境の整備を進めており、前述の予定どおり業務開始ができる状況が整いつつある。

## 2. 移転決定後の文化行政や社会状況等の変化

平成28年の政府決定以降、「文化芸術立国」の実現に向けて、文化庁において様々な施策に取り組むとともに、その推進にあたって配慮しなければならない社会状況等の変化も新たに生じている。

例えば、平成30年の文化財保護法改正では、地域における文化財の計画的な保存・活用の推進を図るとともに、令和3年にも同法を改正し、無形文化財の登録制度を創設したところである。また、2019（平成31・令和元）年には、フランスのノートルダム大聖堂や首里城が火災により大規模な被害を受けたことから、これを機に政府をあげて、文化財を火災等から守るための対策の強化が図られている。そして、令和3年12月には、我が国の貴重な文化財を後世に確実に継承していくための5か年計画、いわゆる「文化財の匠プロジェクト」を策定し、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築に取り組んでいるところである。

さらに、2025年国際博覧会の開催がいよいよ迫ってきている。平成30年に開催国が日

本に決定され、その後、令和2年の閣議決定に基づき、大阪・関西万博を契機とした多様な文化、価値観の重なる創出に取り組むことや、大阪・関西万博の成功に向けて政府と大阪府・大阪市、関西広域連合を中心とした地方公共団体、経済界等が一体となって取り組むこととされている。文化庁としても、内閣総理大臣を議長とし関係府省庁で進める「日本博2.0」を実施し、我が国の文化芸術や日本の美と心を国内外へ発信するとともに、食文化をはじめとする生活文化や文化観光などの振興を強く進めていくことが求められている。

一方、令和4年夏以降、旧統一教会を巡る課題が社会的に大きく取り上げられ、国会における審議が行われるなど、文化庁として関係府省庁とともに喫緊に取り組まなければならない問題も新たに生じており、その解決に向けて迅速かつ的確に対応することが求められている。

### 3. 移転に向けた更なる対応

これまでの政府や文化庁移転協議会での決定内容に基づき、予定どおり対象となっている組織を移転し、この春をもって文化庁の京都移転を完了させる。なお、これに加えて上記2.の最近の状況等を踏まえ、当面する課題に支障なく対応できるよう、その移転完了後、下記の対応を講じることとする。

#### (1) 文化庁の更なる機能強化等について

京都移転を契機として、文化庁長官のリーダーシップの下、庁全体の政策企画・調整機能を更に強化するために長官の補佐体制を整えるとともに、多くの関係課が関わる「食文化」及び「文化観光」行政については、その企画立案機能を強化するため、従前の「地域文化創生本部」を発展的に見直し、長官をトップとした関係課長・参事官からなる「食文化推進本部（仮称）」及び「文化観光推進本部（仮称）」を京都に設置する。

なお、こうした機能強化にあわせて、これまでの参事官の担当名称を整理し変更することとする。

#### (2) 宗務課等に関する経過措置について

宗務課等は京都移転の対象とされてきたところであるが、現在、旧統一教会を巡る課題への対応等に取り組んでいる職員については、当該課題に支障なく対応できるよう、業務に一定の区切りがつくまでの間、東京で勤務を行うこととする。

# 2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について【関連部分抜粋】

令和2年12月21日  
閣議決定

## II. 基本的な考え方

政府は、以下の基本的な考え方に基づき、関連施策の立案と実行に取り組む。

### (8) 大阪・関西万博を契機とした多様な文化、価値観の重なるの創出

大阪・関西万博は、日本が「文化芸術立国」や「観光立国」、「農林水産物・食品輸出立国」としての魅力を世界に発信していく上で極めて重要な機会である。

日本の「和」の精神は、協調や調和を重んじ、多様な価値観を重ね合わせることで、新たな価値を生み出してきた。異なる価値観の融合は、持続可能な社会の実現に不可欠であり、大阪・関西万博の機会を、日本の文化や伝統の魅力を育み、発信し、継承するとともに国内外の多様な文化や価値観が交流しあい重なりあう、文化創造の場とする。また、日本には、伝統的な芸術や最先端技術を用いた各種アート・デザイン、ファッション、ポップカルチャー、和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統工芸品、和装や花、日本建築など、多岐にわたる文化が存在する。こうした多様な文化・歴史・伝統について、分野内、分野間の連携を図りながら、オンライン発信などのICT等の活用や、参加国と地方都市との連携などを通じて、世界に向けて積極的に発信する。

### (11) 政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進

大阪・関西万博の成功のためには、政府、博覧会協会、大阪府・大阪市、関西広域連合を中心とした地方公共団体、経済界、学界等が一体となって取り組むことが不可欠である。博覧会協会が、大阪・関西万博の実施主体として準備・運営及び実行に責任を持ち、会場へのアクセスに必要なインフラについては、関係する地方公共団体等が関係機関と連携して整備していく。政府は、博覧会協会への指導・監督や支援を実施するとともに、各府省庁に分掌されている関連施策を一体として確実に実行し、博覧会協会、大阪府・大阪市、関西広域連合を中心とした関係する地方公共団体、経済界、学界等と密接な連携を図り、また、科学技術・イノベーション、宇宙、海洋、健康・医療、クールジャパンなどの分野も含め、オールジャパンでの取組を推進するため必要な措置を講ずる。